

令和 6 年 3 月 5 日

第 1 回 定例会 議案

(別冊 2)

厚真町議会

議案第 12 号

厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

提案者	厚真町議会議員	三 國 和 江
賛成者	厚真町議会議員	伊 藤 富志夫
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	橋 本 豊

厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、厚真町議会議員（以下「議員」という。）が厚真町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における厚真町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正

があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議案第 13 号

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

提案者 厚真町議会議員 三 國 和 江

賛成者 厚真町議会議員 伊 藤 富志夫

同 上 吉 岡 茂 樹

同 上 高 田 芳 和

同 上 橋 本 豊

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 14 号

厚真町議会傍聴規則の一部改正について

厚真町議会傍聴規則の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

提案者	厚真町議会議員	三 國 和 江
賛成者	厚真町議会議員	伊 藤 富志夫
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	橋 本 豊

厚真町議会傍聴規則の一部を改正する規則

厚真町議会傍聴規則（昭和 6 2 年 3 月 1 6 日議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 3 号

委員会調査報告について

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和6年2月22日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和5年第4回定例会において付託された調査事件について、去る1月17日、1月18日、1月22日、2月21日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

1月17日、1月18日、1月22日、2月21日

2 調査事件（所管事項）

令和6年1月17日～18日

（道内現地調査）

- ① 議会関連施設等の調査（小清水町）
- ② 議会関連施設等の調査（津別町）

令和6年1月22日

（事務調査）

- ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

令和6年2月21日

（事務調査）

- ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

3 主な説明内容

4 主な質疑・意見

令和6年1月22日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

- ・大型バスの駐車場はどの位置に考えているのか。
- ・厚真町商工会が役場庁舎の中に入った場合、出入り口を別に設けたほうが良いと思うがどのように考えているのか。
- ・役場庁舎と文化交流施設との間の床が夏場は歩きやすく見えるが、冬は除雪機が使えないような感じがするが、どのように考えているのか。
- ・文化交流施設の使用は平日のみなのか。また、夜に使用することも考えられるが。
- ・大型バスやマイクロバス等のカーポートの設置を検討していただきたい。

令和6年2月21日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

- ・町民説明会での意見をどのように反映されるのか。また、どの程度反映されるのか。
- ・別館、青少年センターを解体するにあたって、仮移転先はどのように考えているのか。
- ・近年他の町で建設された新庁舎は、その町を表している庁舎になっている傾向にあるが、新庁舎とまちづくりの合致性がみえる部分はあるのか。
- ・文化交流施設内のアイヌ協会は、どのような立ち位置で考えているのか。
- ・文化交流施設の展示の一部には人が行かないということがないように人を誘導する等の工夫は、どのように考えているのか。
- ・アイヌ展示についての説明ができる職員はいるのか。
- ・日常的にサークル活動や文化活動をされている人が、現施設の解体によって他の施設で活動することになった場合に色々な問題が出ると思うが、それに対応する窓口が必要かと思うがどうか。
- ・住民説明会や各団体への説明会、過去のアンケート調査等で多かった意見や要望等があればお聞かせ願いたい。
- ・庁舎別館の解体の関係で駐車場が使用できなくなると思うが、その間の駐車場の候補地は。
- ・子どもたちが安全に行きやすく駐輪しやすい場所に駐輪場を設置していただきたい。
- ・解体から建設まで3年間にわたり大きな事業となるが、計画どおり進まないのではないかと心配がある。
- ・除雪のことも考えて複雑すぎない造りを検討しなければならないと思うが如何か。
- ・災害時は2階会議室が防災対策室になると説明を受けているが、その他災害時に使用方法が変更となる場所はあるのか。
- ・売店ではどこの業者がどのようなものを販売するのか。
- ・厚真町らしさを散りばめた施設を検討していただきたい。

報告第 4 号

産業建設常任委員会付託事件審査報告について

産業建設常任委員長から、別紙のとおり付託事件審査の報告があったので提出する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和6年2月2日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

陳情の審査結果報告書

本委員会に付託された下記の陳情についての審査結果を、厚真町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1 付託年月日 令和5年12月15日

2 付託事件

はたて稚貝放流事業に対する要望書

3 陳情者の住所及び氏名

勇払郡むかわ町汐見751番地

鵒川漁業協同組合

代表理事組合長

小谷地 好輝

4 審査の結果

採択すべきものに決定

5 審査の経過

令和5年12月15日に付託された本陳情については、令和6年2月2日に本委員会を開催し、陳情者である鵒川漁業協同組合副組合長理事、同厚真はたてがい漁業部会部会長及び同専務理事の3人を参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び具体的内容等について聴取した。

その結果、審査にあたっては、提出された書面に基づき各委員の意見を求め、その後、討論、採決を行い、本委員会としては、本陳情を採択すべきものと決定した。

令和6年2月2日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

陳情の審査結果報告書

本委員会に付託された下記の陳情についての審査結果を、厚真町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1 付託年月日 令和5年12月15日

2 付託事件

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）に対する利子補給制度の創設について

3 陳情者の住所及び氏名

勇払郡厚真町京町37

厚真町商工会

会長

寺坂 文秀

4 審査の結果

採択すべきものに決定

5 審査の経過

令和5年12月15日に付託された本陳情については、令和6年2月2日に本委員会を開催し、陳情内容を議会事務局長に説明させ、陳情の趣旨及び具体的内容等について協議を行った。

その結果、審査にあたっては、提出された書面に基づき各委員の意見を求め、その後、討論、採決を行い、本委員会としては、本陳情を採択すべきものと決定した。

報告第 5 号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和6年2月22日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和5年度11月分・12月分・1月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。

